

奈良市準用河川管理条例 新旧対照表

現行					改正案				
別表（第5条関係）					別表（第5条関係）				
1 流水・土地占用料					1 流水・土地占用料				
区分	種別	単位	占用料	摘要	区分	種別	単位	占用料	摘要
流水占用料	鉱工業その他の用に供するもの	毎秒1リットル 1年につき	5,230円		流水占用料	鉱工業その他の用に供するもの	毎秒1リットル 1年につき	5,230円	
土地占用料	第一種電柱	1本 1年につき	800円	組立鉄柱又はH柱は2本とみなす。	土地占用料	第一種電柱	1本 1年につき	940円	組立鉄柱又はH柱は2本とみなす。
	第二種電柱	1本 1年につき	1,200円			第二種電柱	1本 1年につき	1,400円	
	第三種電柱	1本 1年につき	1,700円			第三種電柱	1本 1年につき	2,000円	
	第一種電話柱	1本 1年につき	710円	組立鉄柱又はH柱は2本とみなす。	土地占用料	第一種電話柱	1本 1年につき	840円	組立鉄柱又はH柱は2本とみなす。
	第二種電話柱	1本 1年につき	1,100円			第二種電話柱	1本 1年につき	1,300円	
	第三種電話柱	1本 1年につき	1,600円			第三種電話柱	1本 1年につき	1,800円	
	公衆電話所	1個 1年につき	1,400円		公衆電話所	1個 1年につき	1,700円		
	埋設又は	外径が40センチメートル未満のもの	1メートル 1年につき	170円		埋設又は	外径が40センチメートル未満のもの	1メートル 1年につき	200円
外径が40センチメートル以上70センチメートル未満のもの		1メートル 1年につき	300円		埋設又は		外径が40センチメートル以上70センチメートル未満のもの	1メートル 1年につき	350円

現行				
	架設管類	一メートル未満のもの		
		外径が70センチメートル以上100センチメートル未満のもの	1メートル 1年につき 430円	
	仮設建築物	外径が100センチメートル未満のもの	1メートル 1年につき 860円	露店、工事用建築物その他これに類するもの
		外径が100センチメートル以上のもの	1メートル 1年につき 140円	
	通路橋、通路	1平方メートル 1年につき	1,390円	
	その他前各項により難しい工作物	1平方メートル 1年につき	2,800円	
原形のままの占用	1平方メートル 1年につき	140円	農耕地、採草地等	
養魚	1平方メートル 1年につき	380円		

備考

改正案				
	架設管類	一メートル未満のもの		
		外径が70センチメートル以上100センチメートル未満のもの	1メートル 1年につき 500円	
	仮設建築物	外径が100センチメートル未満のもの	1メートル 1年につき 1,000円	露店、工事用建築物その他これに類するもの
		外径が100センチメートル以上のもの	1メートル 1年につき 170円	
	通路橋、通路	1平方メートル 1年につき	1,640円	
	その他前各項により難しい工作物	1平方メートル 1年につき	3,400円	
原形のままの占用	1平方メートル 1年につき	170円	農耕地、採草地等	
養魚	1平方メートル 1年につき	450円		

備考

現行	改正案																
<p>1 第一種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>2 第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>3 占用面積若しくは占用延長が0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はその面積若しくは延長に0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。</p> <p>4 占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算する。</p> <p>5 占用の期間が1月未満であるときの占用料の額は、この表の規定により計算した額に100分の110を乗じて得た額とする。</p> <p>6 1件の占用料の額が100円未満のときは、100円とする。</p> <p>7 1件の占用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。</p> <p>2 土石採取料</p>	<p>1 第一種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>2 第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>3 占用面積若しくは占用延長が0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はその面積若しくは延長に0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。</p> <p>4 占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算する。</p> <p>5 占用の期間が1月未満であるときの占用料の額は、この表の規定により計算した額に100分の110を乗じて得た額とする。</p> <p>6 1件の占用料の額が100円未満のときは、100円とする。</p> <p>7 1件の占用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。</p> <p>2 土石採取料</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>採取料</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂利</td> <td>1立方メートル</td> <td>290円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	単位	採取料	摘要	砂利	1立方メートル	290円		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>採取料</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂利</td> <td>1立方メートル</td> <td>290円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	単位	採取料	摘要	砂利	1立方メートル	290円	
種別	単位	採取料	摘要														
砂利	1立方メートル	290円															
種別	単位	採取料	摘要														
砂利	1立方メートル	290円															

現行					改正案				
土砂		1立方メートル	190円		土砂		1立方メートル	190円	
かきこみ砂利		1立方メートル	290円		かきこみ砂利		1立方メートル	290円	
栗石	直径が8センチメートル以上20センチメートル未満のもの	1立方メートル	330円		栗石	直径が8センチメートル以上20センチメートル未満のもの	1立方メートル	330円	
転石	直径が20センチメートル以上40センチメートル未満のもの	1立方メートル	640円	20個を1立方メートルとする。	転石	直径が20センチメートル以上40センチメートル未満のもの	1立方メートル	640円	20個を1立方メートルとする。
	直径が40センチメートル以上60センチメートル未満のもの	1立方メートル	1,300円	10個を1立方メートルとする。		直径が40センチメートル以上60センチメートル未満のもの	1立方メートル	1,300円	10個を1立方メートルとする。
	直径が60センチメートル以上のもの	1立方メートル	5,940円			直径が60センチメートル以上のもの	1立方メートル	5,940円	
備考					備考				
1 1立方メートル未満は、1立方メートルとして計算する。					1 1立方メートル未満は、1立方メートルとして計算する。				
2 採取料の額は、この表の規定により計算した額に100分の110を乗じて得た額とする。					2 採取料の額は、この表の規定により計算した額に100分の110を乗じて得た額とする。				
3 1件の採取料の額に100円未満の端数があるときは、100円とする。					3 1件の採取料の額に100円未満の端数があるときは、100円とする。				